

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和3年6月18日（金）午後1時30分から午後4時まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室及び特別会議室

### 3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

樋口裕晃（委員長），赤塚里美，奥見はじめ，永井尚子，能美龍太郎，半田吉彦，福田好宏，蓬莱政，堀江泰史，森茂起

（オブザーバー）

横路朋生，西川浩二，黒瀬靖弘，松井靖文，堀正博，福富幸治，橋本恭子，疋田隆，皆川真崇，天野旬，小泉聡一郎

（庶務）

藤原悟志，山本真一，稲鍵あやみ

### 4 議事

#### (1) 委員交代の報告

#### (2) 委員長の選任

委員の互選により，樋口委員が委員長に選任された。

#### (3) 委員長代理の指名

永井委員が委員長代理に指名された。

#### (4) 前回のテーマの取組状況報告

裁判所から，前回のテーマ「少年の再非行防止に向けた取組としての教育的措置」について取組状況報告を行った。

#### (5) テーマ「夫婦関係調整調停事件において子どもにとって望ましい話し合いを実現するための取組」についての意見交換

別紙のとおり

(6) 来庁者アンケートの集計結果報告

裁判所から，令和元年12月1日から令和3年4月30日までの間に投函された来庁者アンケートの集計結果報告を行った。

(7) 次回のテーマ

新型コロナウイルス感染症をめぐる家庭裁判所の取組について

(8) 次回の開催日時

令和4年2月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

テーマ「夫婦関係調整調停事件において子どもにとって望ましい話し合いを実現するための取組」についての意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- ◎ 先ほどの裁判所からの説明を受けて、御質問や御意見をいただきたい。
- 調停委員には民事と家事があり、様々な経歴・経験をされている方が任命されていると思うが、家庭裁判所の家事調停委員も同様か。
- ◎ 家事調停委員も民事調停委員と同様で、弁護士や学識経験者、民間企業出身の方など様々な方にやっていただいている。
- 自分も過去に調停をした経験があるが、そのときは、納得のいかない結果の調停だった。専門家ではない調停委員に当たった当事者は不信感をもつのではないか。離婚の問題に加え、子どもについての問題を同時に調整するという大変な役割だと思う。こういった事柄を、家庭裁判所や家事調停委員がやるのが適切なのか疑問がある。特に、子どもの問題はより専門的な知識を有する児童相談所やカウンセリングの知識を有する専門的な機関が担当することも一つの方策ではないか。
- ◎ 家庭裁判所は、飽くまで夫婦間の紛争を解決するための様々な調整をしていく中で、親権者の指定や、誰と暮らすのかといったことを含めて、紛争解決に必要な限度で子どもに関わる問題も合わせて調整している。

子どもに関する機関というのは社会的にはたくさんあり、場合によっては警察や検察ということもあり、その問題によって担当する機関も異なってくる。家庭裁判所においても子どもが中心となる事件もあるが、今回のテーマは、夫婦間の紛争を調整していく中で、当事者に、「子どもが不利益を受けることがないように」という視点を忘れずに調停に臨んでもらうことを理解していただくような働

きかけの方法について説明させていただいた。子どもに関する問題を全てここに  
取り込むというものではないことを補足させていただきたい。

- 離婚調停には、期日の回数に制限というのはあるのか。
- ◎ 回数制限はなく、事案に応じて進められるため、一、二回でまとまる事案もあるが、調整が難しい事案では少しずつ進めていくため、中には1年を超えて調停が続けられているものもある。
- 離婚の問題に関しての子どもへの関わりというのは、家庭裁判所が担当すべきものなのか疑問がある。子どもの精神状態や育成についてなどを裁判所がフォローしきれぬのか。夫婦関係を調整できる機関が家庭裁判所しかないために担わざるを得ないというのが現状で、それに合わせて子どもについても関与していると理解したが、色々な専門の機関があると思うので、そういった機関と分担し、協力していくことが必要ではないか。最近では、「こども庁」創設というような話題も上がったりしているが、そういったところが中心になって対応していけばうまくいくのではないか。
- ◎ 家庭裁判所の子どもに対する関わりというのは、法律で決まっている範囲での関わりに留まるものではあるが、サービスでやっているものではなく、それが裁判所に課された義務であると考えられる。今後も、子の福祉の在り方についての国の試みや動向を見て色々と情報を入れながら、必要な場合には他の機関との連携をしつつ、離婚調停の中で子の福祉の観点をどう実現していくかを検討していかなければいけないと考えている。
- 裁判所が関与するのは、調停の当事者である夫婦が主になってくるので、子どもへの関わりは両親を通じてとなると思うが、児童相談所であったり警察の担当部署であったり、子どもを対象とした関係機関との連携をしていくことはできないのか。
- 両親の間の紛争解決を進めていく中で、色々な問題が生じ、子どもに様々な影

響が出てくることもある。身体的な不調であったり、不登校になったり、そういった子どもたちの状況によっては、調査官が、当事者に関係機関への相談を促したり、必要に応じて裁判官の命を受けて自ら児童相談所等に調査に行ったりすることもある。

調査官は、そのようにして得た情報をもとに、調査結果を口頭で説明したり、報告書という形で提出したりして、当事者にそれを読んでもらい、子の福祉を前提に考えた自主的な紛争解決の方法を当事者自身にも考えていただくといった関わり方を裁判所職員全体で進めている。

- よくわかった。飽くまで調停の当事者は夫婦ではあるが、子どもへの影響を考えると、裁判所が総合的に対応できる部分もあって、直接の支援というものも必要になるのではないか。色々な組織や機関がある中で、端緒をつかんだ機関は、その内容に応じて適切に関係機関と連携を取って対応していくことが重要だと思う。

親子ガイダンスについては、良くできていて、子どもの年代別の対応が用意されているのはすごく良いと思った。

- 弁護士として夫婦間の調停事件に関わることもあるが、面会交流の際に、子どもの精神状態について不安があるとして、調査官だけでなく、医務技官の方に立ち会ってもらったこともある。

また、依頼人である当事者の中には、夫婦間の問題から精神的な負担を受けて不安定になる人がいるため、精神科医師と連携をして調停の円滑な進行ができるようにすることもある。

- 親の離婚というのは子どもにとっても大きな影響がある出来事であり、子どもへの影響をどうしていくのかというのは以前からの課題であった。調停の中で、こういう工夫がされているのは望ましいことだと思う。

親子ガイダンスによって、親の子どもに対する接し方が変わったり、話し合いに進展があったりしたという事例もあることは大きな効果である。夫婦同士で話をしていると感情的になってしまい、自分の中の幼い部分というのが出てしまうが、子どものことを考えると自分の中のより大人な部分が活性化される。そうすると子どもを含めた家族全体を今後どうしていくかという視点で考えることができるようになるため、その効果は大きい。当事者には、離婚のことを考えていくときに「親」という意識も持ってもらいながら考えていただくことが大事で、そうすることでより親として成熟していくような教育的な効果も期待できる。

他方で、そもそも動画を見てもらえない方とか子どもへの興味を持たない人に対してどのように対応していくか、働き掛け方をどうするかについては難しい問題であるが、これについては、裁判所が当事者の個性についての経験則を積み重ね、それぞれに合わせた対応をしていくことが必要ではないか。裁判所には調査官もいるので、それぞれの親の抱えている課題に合わせて素材を複数作っておいて、調査官がその人に近いものを選んで使うようにできれば良いのではないか。

また、視聴した動画で描かれていた家庭は、平均的な家族像を意図して作成されていると思うが、割りと安定した家庭のようで、当事者によっては自分の家庭とかけ離れていると動画に共感できないかもしれない。もう少し荒れているような家庭があったり、経済的に苦しい家庭もあったりするの、そういったものも用意できればいいのではないか。

それから、調停の最初の入口に当たる段階で、前もって親子ガイダンスを案内しているということであったが、親子ガイダンスを案内する前に子どもの様子を聞くような質問や当事者の子どもへの関心度を計るようなアンケートのような質問を当事者にしてみるのはいかがでしょうか。その回答によって親のタイプに合わせて親子ガイダンスの方法も変えたりできれば当事者に合った調停の進行ができるのではないか。

◎ 説明にもあったように、当事者のうち半数近くの方が、事前に動画を見ていただけていないという現状がある。これについて、どのようにすれば事前の視聴率を向上させることができるか御意見をいただきたい。

○ 別紙1（親子ガイダンスシート）や別紙3（動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」視聴のご案内）については、期日通知書などを郵送するときと同封しているということであったが、代理人がついている事案では送られていないのではないかと。

■ 代理人がついている事案については、本人宛に書面を郵送するタイミングがないため、本人に直接送付はできていない。別紙1及び別紙3については、神戸家裁のウェブサイト上に掲載して印刷できるようにはなっていて、また、代理人に対しては、弁護士会を通じて、調停期日前に裁判所ウェブサイト上の動画を視聴していただくよう当事者への周知をお願いしている。

○ 確かに弁護士会からの周知はされていたように思うが、代理人によっては、家事事件を多く取り扱っていない代理人もいるため、このような取組がされていることを知らない代理人もいるのではないかと。代理人が付いている事案でも全件送っていただくことで、事前の視聴率は少し上がると思う。

次に、これを送っていただけるとして、施設等においてインターネットに接続できない等様々な事情により、物理的に動画を見ることのできない状況の当事者もいるので、調停期日ではなくても、裁判所に来ればいつでも動画が見られることを案内してみるのはいかがでしょうか。近くに住んでいる当事者も多く、事前に来庁される方も一定数いるはずである。この辺りである程度改善が見込めるのではないかと。

なお、離婚調停だけが申し立てされるのであればよいが、相手方から子の引渡しなどの保全申立がされるような事案や、相手方から次々と複数の申し立てがされるような事案においては、その対応に追われて動画を視聴する余裕もなく、子どもや自分がどうなるのか精神的にも追い込まれ、仮に動画を視聴できたとしても

あまり響かないこともある。このようなケースでは、一律に初回期日前に動画視聴を促すのではなく、時期を後らせて視聴を促していくことが効果的なケースもあるのではないかな。

◎ 裁判所は、親子ガイダンスはなるべく早いタイミングでやるべきと考えているが、ケースによってはそうでない場合もあると思う。そういった対応についても今後検討していきたい。

○ まずは自分の話を聴いて欲しい、というのが人間だと思う。そういったことからすると、調停が始まる前に、書面などで自分の意見を書いてもらう機会を与え、それを出してもらって、家庭裁判所に自分のことが少しでも伝わったという気持ちを持ってもらってから動画視聴を促してみるのはいかがでしょうか。

また、離婚して家を出た人には手元にパソコンがないとか、スマホでも長い動画は見にくいような環境の人もある。そういった人に対しては、例えば、動画の内容を漫画にするなどして送ってあげれば、物理的な問題については解決できるのではないかな。

○ 離婚の問題が、調停の段階に至るまでに、家庭の中で様々な問題が深刻化していて、その影響が子どもたちに具体的に表れているようなケースもあると思う。そういったケースでは、専門機関にできる限り繋いでいただくことが重要だと思う。

親子ガイダンスについては、調停の結果がどうであれ、両親の問題が子どもたちに悪影響を及ぼすことがあるということを当事者に理解させ、子どもへの悪影響を予防し、事態の深刻化を少しでも軽減していくようなことにつながればよいと思う。

しかし、子どもの問題に対する当事者の関心が低かったり、親子ガイダンスで提示された情報が自分達の姿に投影されなかったりするケースも多いと思うが、

リアリティを持たせるには、色々なバリエーションのものを準備していくことも必要となるのではないか。また、まず自分の主張を聴いてほしい時期にアプローチしてもなかなか受け付けてもらえないと思われ、そういったケースでは、アプローチの手順を変えていくことも必要ではないか。

児童健全育成ということで、子どもたちを健やかに育てるためには、子どもたちにだけ目を向けるのではなく、親からの影響が大きいことを親自身に理解させる「親教育」というものが必要であると言われている。今の世の中のシステムとして親教育を受けるようにはなっていないが、例えば、親子ガイダンスを、調停のプロセスとして、必ず受けなければ次に進めないような形として、半ば義務付けるようなことはできないのか。

- 裁判所からの親に対するアプローチをシステム化できないかというお話だが、諸外国ではそういう法制度となっている国もあるかもしれないが、日本はまだそうっていない。調停離婚の他、裁判離婚もあり、協議離婚も認められているというのが現在の法律の枠組みとなっている。親子ガイダンスで聴取した当事者の傾向や考慮して欲しい事項については、調停の中で話題にしたり、調査官が期日に立ち会って、当事者と話をさせていただいたりすることもある。また、調査官調査を実施して、そこで得られた子どもからの言葉は当事者に響くことも多い。

家庭裁判所としては、調停のプロセスの中で、現在の枠組みでできることを工夫しながら取り組んでいるのが実情である。

- 精神科を受診しにくる患者の中には、離婚に関する問題を抱えた人も多い。そういった人の話を聴いていると、子どもの話をする人はそれほど多くなく、大抵は相手への不満を言っている人の方が多い。子どもの気持ちをどれだけ考えられているか、どこかでふと足を止められるようなタイミングで働き掛けができればより効果的になるのではないか。子どもの利益については早期に関心を持ってもらい、最終的にはそこにはずっと関心を持ってもらった上で解決に向けた話合い

を進めていくことになればいいと思う。

親子ガイダンスについては良い取組だと思うが、動画を見たらそのままウェブ上でガイダンスシートを回答できるような仕組みができるとありがたいと思う。

○ 当事者にリアリティを持ってもらうには、実際に自分の子どもがどう思っているのか、状況がどうであるのかについて、子どもからの声を聴いてもらうのがよいのではないか。調停の手続の中に、そのような機会はあるのか。調査官の調査で子どもの様子を確認しに行ったりするということがあったが、当事者にはどのような形でフィードバックされているのか。

■ 子どもの心情や状況を確認することは、調査として調査官が直接子どもに会って面接をして確認することがよく行われている。ただし、すべての事案で行われているわけではなく、裁判官が調査が必要と判断したものについてのみ行われている。

調査官が調査をした場合には、調査報告書を作成し、裁判官又は調停委員会に対し提出され、当事者にはそれを閲覧・謄写していただくという流れでフィードバックされている。調査報告書には、どのような調査をしたか、調査官としてはどのような意見なのかについても記載している。

■ 調停の申立段階で、申立書の他に事情説明書というものを出示していただいている。事情説明書には、現在の子どもの状況や、子どもがどういった受け止め方をしているのか、体調や精神的な状態はどうかなどについて、当事者の認識を書きもらっている。裁判所や調停委員会は、まずはその記載をもとに状況を把握し、葛藤が大きい事案かどうか、調査官の調査が必要かどうかなど事件の進行方針を検討している。

○ 先ほどの説明や資料は、「子どものために」というニュアンスが中心だったが、それを通じて子どものためだけでなく親自身のためにも良いということ、将

来にわたって子どもと良好な関係を維持していくことが自分のためにもなるというような視点を当事者に持ってもらうのも検討するべきではないか。

また、親である当事者自身も自分の親から影響を受けているものであるから、当事者の生い立ちであったり、過去の経験であったりを知ることによって、当事者に合った対応を考えることもできるのではないか。

- 親教育という話も出ていたが、例えば、面会交流がスムーズにいかないケースの中には、その申立人からDVを受けているという相手方も多い。何年にもわたって被害を受けてきた相手方からすると、申立人が「直します。」と言ったところでその証明や担保はどう取れているのかということがある。これについて、アングーマネジメントのような、何か怒りのコントロールができることを証明できれば進展するようなケースもあるかなと感じている。また、度を過ぎた飲酒があったりする方もおられるが、それも改善されていることが分かるような何かがあれば、進展するようなケースもあると思う。

そういった課題に、裁判所がどこまで関与するのは問題があるが、裁判所が直接改善させたり、本人に自覚を促したりするプログラムのようなものがあれば解決に向かうようなケースもあるのではないか。

- ◎ そういった課題がある当事者に対しては、少し時間をかけて面会交流などで実績を積んでいただき、その結果を調停に反映させるということも考えられるかもしれない。調停担当の意見はどうか。

- そういう個人的な課題の部分が解決できないと先に進まないようなケースは確かにある。調停の中でそういったことが指摘されたときに、裁判所が受診を強く勧めたり、改善を行ったりするプログラムというのは今のところ無いので、本人に改善の必要性を認識していただき、その成果を調停の中で示していただくことが紛争解決に重要であると理解していただくという対応になると思う。それができないと相手方からすると懸念材料がつかないということになる。

◎ この点につき、調査官はどのような意見を持っているか。

■ 離婚の紛争以前に、アンガーマネジメントの問題やアルコール依存症といった個人的な課題を抱えた当事者が、離婚に向き合うことは難しい場合もあると思われるが、例えば、離婚の話合いを機に、子どものためにと考えて個人的な課題の解決に自ら取り組まれる当事者もいる。また、子どももそのように親が変化するような様子を見て、以前とは違うと感じて前向きに面会交流が進んだり、相手方も別居前とは違うと感じられれば、話し合いや面会交流にも応じたりするケースもある。裁判所としては、一定程度の困難さは伴うものの、子の福祉に沿うような解決を目指し、調停に関わる多くの職種間で連携を取りながら解決に向けて取り組んでいきたい。